

○文部科学省告示第七十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第四号の規定に基づき、大学入
学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年
文部省告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

第二十三号中「外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設で
あつて、その教育活動等について、」を削り、「の認定を受けたもの」を「から教育活動等に係る認
定を受けた教育施設」に改め、同号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められて
いるジェネラル・サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有
する者で、十八歳に達したもの

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。